

総合研究

教育と法

法と教育研究会

第13回 児童生徒に対する有形力行使と「体罰」の解釈

星野 豊（筑波大学准教授）

児童生徒に対する懲戒に際して体罰が禁止されていることは、学校教育法11条ただし書で明

定されている。しかしながら、同条に、どのよ

うな行為をもって「体罰」とするかが定義され

ていないため、児童生徒に対して加えられた行

為をその状況の下で果たして「体罰」に当たる

と解釈すべきか否かが、常に争われることとな

る。本稿では、小学校2年生の児童に対して教

員が胸元をつかんだという有形力の行使が「体

罰」に当たるか否かが争われた最高裁判平成21年

4月28日判決・最高裁判事判例集63巻4号90

4頁を取りあげ、「体罰の禁止」の法的解釈と学校教育のあり方について考えてみる。

1 事実関係

原告Xは、被告Y市（事件当時は合併前のA市）の設置管理するB小学校の2年生であり、

被告Zは、B小学校で3年生の担任をしていた

臨時教員であったが、本件の発生まで、XとZ

とは全く面識がなかった。

平成14年11月26日、B小学校の休み時間中、

Zは、3年生に在籍していた児童Cがコンピュータをしたと言うのをなだめていたCの担任Dに協力して、しゃがんだ姿勢でCをなだめていたところ、通りかかったXが、Zに覆い被さるような形でZの肩を揉み始めた。ZはCに対する指導の邪魔になるため、Xに離れるように言ったが、XがなおもZの肩を揉んでいたため、しゃがんだまま上半身をひねり、右手でXをふりほどいたところ、Xは廊下に倒れた。その直後、Xは、通りかかった6年生の児童Eら数名に対し、2年生のFと共に、じゃれつくように足で蹴り始め、EらがZに対し、「いつも、この子たち蹴ってくるんですよ」と言ったため、ZはFの肩を両手で押さえ、蹴る行為を制止し、主にFに対し、このようなことをしてはいけないと注意をした。この間、DはCをなだめ終わり、教室に向かって階段を上って行ったので、Zが職員室へ向かおうとしたところ、Xが後ろからZの臀部付近を2回蹴り、逃げようとしたため、Zは立腹してXを追いかけ、校舎内の階段の所でXを捕まえ、Xの鎖骨付近の胸元の洋服を両手でつかんで壁に押し当て、Xが

つま先立ちになる程度に上向きにつり上げ、大声で「もう、すんなよ」と怒った後、Xから手を放したところ、その反動でXは階段の上に投げ出されて転ぶ形になった。

Xは、同日午後10時頃、保護者であるGに、Zから暴力をされた旨訴えた。これによりGは、同日午後11時頃以降、同年暮れ頃までにかけて、断続的に、B小学校校長らに対し、Zの行為に対する抗議と非難、及びZの処分を、相当長時間にわたって申し入れたほか、本件以降、XとZが顔を合わせる可能性がある全校集会等に、Xをほとんど全て欠席させた。

本件は、以上の経緯を経て、XがY市及びZに対し、XがZの体罰によりPTSD（心的外傷後ストレス傷害）になったと主張して、損害賠償350万円余りを求めた事案である。

2 裁判所の判断

第一審である熊本地方裁判所は、次のように判示して、Y市に治療費及び慰謝料50万円の合計約65万円の賠償を命じ、Zに対する請求につ

いては、公務員の職務上の行為については個人責任を問われずとして棄却した。

一 「ZはEらに対するXとFの行動に対して注意をする際には、Fの肩を両手で押さえて蹴る行為を制止して口頭で注意したのに止まっているが、XがZの臀部付近を蹴った行為に対しては、……首に近い胸元を掴み、壁に押さえつけながら、Xがつま先立ちになる程度に上向きにつり上げ、大声で『もう、すんなよ。』と怒るとの行為に出ていることや、ZがXと面識がなく、Xがどのような性格で、どのような教育的配慮を要する児童かも知らなかったことなどからすると、……Zの行為は……個人的な腹立たしい感情をXにぶつけたものと認められ……教育的指導の範囲から逸脱しており、体罰といわざるを得ない。」

二 「Xが、家の中で、夜中に泣き叫ぶ、恐怖の表情が現れる、食欲低下、笑顔の消失、Gがないと不安、1人で寝られなかったり入浴できないう、睡眠時の中途覚醒、悪夢を見る、男性恐怖症、朝体が動かない、円形脱毛症といった

症状を現すようになったことが認められ、これらはPTSDの症状と合致するし、これらの症状をXが現すようになったのが、Zから上記行為を受けた後、特に上記行為を受けた日の夜10時に泣き叫ぶ症状が現れたことを考えると、Zの行為に起因してXがPTSDとなったと認められ」る。

これに対してXとY市の双方が控訴したところ、控訴審である福岡高等裁判所は、Y市の賠償責任を、治療費及び慰謝料10万円の合計約20万円に減縮し、次のように判示した。

一 「①胸元を掴むという行為は、喧嘩闘争の際にしばしばみられる不穏当な行為であること、②Xの年齢、XとZとの身長差及びZとXとはそれまで面識がなかったこと等を総合すれば、XがZの行為によって被った恐怖心は相当なものであったと推認されること、③Zは、逃げるXを捕まえるためにXの胸元を掴んだものであるが、Xを捕まえるためであれば、Xの手を掴むなどのより穏当な方法によることも可能

なはずであり……、あえて胸元を掴む必要はないこと等を総合すれば、Zの行為は、社会通念に照らし教育的指導の範囲を逸脱するものであり、……『体罰』に該当する行為であると認めるのが相当である。」

二 「PTSDとは、強烈な外傷体験により心に大きな傷を負い（トラウマ）、再体験症状（フラッシュバック）、回避症状、覚醒亢進症状が発生し、そのため社会生活・日常生活の機能に支障を来すという疾患であり、その代表的な診断基準は、……①死または重症を負うほどの強烈な外傷体験、②再体験症状、③回避症状、④覚醒亢進症状の4要件である」が、「これを本件についてみると、まず①の外傷体験については、……自分または他人の生命に危険が及ぶような状況を想定していると解されるころ、Zの行為の態様は、Xの胸元を右手で掴んで壁に押し付け大声で怒るといふものであり、これによりXが相当程度の恐怖心を抱いたことは推認できるものの、行為の態様それ自体に照らしても、また、Xが教師であるZを蹴りつけた後に逃走したため、Zから叱責される中で前記の行

為がされたという経緯に照らしても、自分または他人の生命に危険が及ぶような状況とはほど遠いものであることが明らかである。」「また、③の回避症状についても、Xは、Zの行為後も、Zの勤務する小学校への通学を続けていたものであり、Zをことさら回避する行動に出ているとは認められない。」「さらに、②の再体験症状及び④の覚醒亢進症状については、一部Xの症状と符合する点はあるものの、Xの症状が主として家庭内で生じ、学校生活の場ではほとんどみられないことからすると、症状の持続性の要件を満たしていないと解される。」「以上によれば、Xの症状は、PTSDの診断基準を満たしていないというべきである。」

これに対して、Y市がさらに上告したところ、最高裁判所は次のように判示して第一審及び控訴審の判断を破棄し、XのY市に対する請求を棄却した。

「Zの本件行為は、児童の身体に対する有形力の行使ではあるが、他人を蹴るといふXの一

連の悪ふざけについて、これからはそのような悪ふざけをしないようにXを指導するために行われたものであり、悪ふざけの罰としてXに肉体的苦痛を与えるために行われたものではないことが明らかである。Zは、自分自身もXによる悪ふざけの対象となったことに立腹して本件行為を行っており、本件行為にやや穏当を欠くところがなかったとはいえないとしても、本件行為は、その目的、態様、継続時間等から判断して、教員が児童に対して行うことが許される教育的指導の範囲を逸脱するものではなく、学校教育法11条ただし書にいう体罰に該当するものではないというべきである。したがって、Zのした本件行為に違法性は認められない。」

3 問題点の考察……………

本件は、教員が児童に対して胸元をつかむ等の有形力行使したことが、第一審及び控訴審では学校教育法で禁止される体罰に当たるとされたものの、最高裁で体罰に当たらないとされた結果、学校管理者の児童に対する損害賠償責

任が否定された事案である。

明治12年に発令された教育令46条以来、児童生徒に対して教員が体罰を加えてはならない、との明文は、法令及び通達上、一貫して維持され続けている。しかしながら、近時の解釈では、「体罰」が法令上禁止される違法な行為であることは疑いの余地がなく、ただ、具体的な事件における具体的な行為が「体罰」に当たると解釈されるかについて、個別の事情を観察したうえで判断すべきであるとされている。この解釈を採用した過去の裁判例としては、教員が生徒の頭を叩くという有形力を使用した数日後に生徒が死亡したことについて、教員の刑事責任が問題となった、いわゆる水戸五中事件の控訴審判決である、東京高裁昭和56年4月1日判決（判例時報1007号133頁）が有名であり、現在の行政解釈としても、文部科学省初中等教育局長通知「問題行動を起こす児童生徒に対する指導について」（別紙）学校教育法第11条に規定する児童生徒の懲戒・体罰に関する考え方（18文科初1019、平成19年2月5日）において、この水戸五中事件控訴審判決の考え方が

が引用されている。本件の各裁判所も、Zの行為が「体罰」に当たるか否かの結論こそ分かれているものの、その結論に到るために、関連する事実関係を詳細に認定していることからすると、個別の事案ごとに有形力行使が「体罰」に当たるか否かを解釈する、という考え方を採用しているものと言うことができる。

ただ、本件の各裁判所の判断を比較すれば明らかとなり、臀部を蹴られたことに対して立腹したZがXの胸元をつかみ、大声で「もうすんなよ」と言った、という同一の事実が、果たして「体罰」に当たるか否かという判断は、極めて微妙なものと言わなければならない。例えば、第一審は、Zが、EらがXらに蹴られているときには比較的穏やかに注意していたのに、自己の臀部を蹴られたときには立腹して有形力を行使したという事実を重視し、Zの行為は教育的指導の範囲から逸脱している、と判示している。他方、控訴審は、Eらへの行為との比較というよりも、端的にZがXの胸元をつかんだという行為自体を取りあげ、当該行為が喧嘩等で用いられる不穏当な行為であり、手をつかむ

などの他の方法がありえたのにそれをしなかったという点を挙げ、Zの有形力行使は体罰に当たると結論付けている。以上に対して、最高裁は、Zによる有形力行使は、Eらに対してのみならずZの臀部を蹴って逃げたというXの行為に対する指導として行われたものであることを強調し、目的、態様、継続時間からして教育的指導の範囲を逸脱するものでない、と結論付けている。

これら三者の判断は、理論的にどれか一つが優越しているものとは断言できないため、結局のところ、具体的な訴訟における当事者の主張立証と、個々の事件における裁判所の心証とに、事実上委ねられるものと言わざるを得ない。そうであるとすると、具体的な行為について個別に「体罰」に当たるか否かを解釈する、という前記の考え方は、当該行為がなされた時点で当事者による解釈では事態は全く確定できず、裁判所による判断を待たなければ最終的な結果が分からない、ということとなる。これは、法的な責任の有無だけを取りあげるのではなく、法律の解釈については裁判所が最終的な判

断を行う機関である以上、当然とも言えるわけであるが、教育を行うための学校と児童生徒との信頼関係の維持、という観点からすると、かなり長期にわたって学校と児童生徒が対立するという事態が生じてしまうこととなり、その影響は無視できないものになりかねない。現に、本件においても、事件発生から最高裁の判断が確定するまで6年半近くが経過しており、Xは既にB小学校を卒業してしまっている。

他方、法律上の責任の問題を離れ、児童生徒の人格的成長のために必要な教育指導の手段としての適切性について考えてみると、本件でZがXに対して行使した有形力が、果たして本件以後のXにとって、最高裁の言う「悪ふざけ」をしなくなるものとしての教育的効果を有していたかは、Xが精心的安定を害したという結果から見ると、適切性としてはかなり怪しいものと言わざるを得ない。

また、本稿では具体的に紹介していないが、GがB小学校に対してZの行為について抗議や非難を申し入れた際のB小学校の対応は、時間をかけてGの言い分を聞くという姿勢は堅持し

ているものの、それ以上にZとX、あるいはB小学校とX及びGとの信頼関係を回復するために、どのような具体的な対応をさらにしようとしていたのかが、必ずしも明らかになってこない。前記のとおり、法律上の責任の有無のみに焦点を当てるのであれば、当該責任の有無は最終的には裁判所が判断するわけであり、相手方の言い分をひたすら聞き取る過程で、法律上問題となりうる言動を記録しておくことにより、事実上裁判を有利に進めることは、必ずしも不可能なことではない。

しかしながら、これはあくまで、当事者が徹底的に対立する構造をとる「裁判」を前提とした場合の「戦術」の一種であって、当該生徒が精心的安定を害したという事実に対して、学校や教員と当該生徒ないし保護者との信頼関係を回復し、当該生徒に対して適切な教育を行って人格的成長を促す、という観点とは、およそ別次元のものであることが明らかである。

従って、本件において最高裁が、Zの行為に違法性がないとの判断を下したとしても、このことをもって、胸元をつかむ程度のことでは体

罰に当たらず、教育的指導の範囲内である、と解釈することは、学校教育としての観点からはもちろんのこと、法律上の責任という観点としても誤りである。しかしながら、逆に、従来から有力であると思われる議論のように、学校教育においては一切の有形力の行使はすべからく体罰として禁止されるべきであり、教育としての「失敗」であるとして、具体的な事情を一切考慮しないことも、学校や教員を不必要に萎縮させ、場合によっては、学校教育としての責任を事実上果たせなくなる恐れすらないではない。

むしろ、本判決に基づき、学校として取るべき今後の対応は、どのようにして教員ないし学校と児童生徒ないし保護者との信頼関係を維持すべきであるかについて、学校内部のみならず、児童生徒や保護者まで含めて議論を深めることにより、不幸にして有形力が行使される事態に到った場合の対処のみならず、そもそも有形力を行使する必要がない教育環境を、学校の内外の連携により共に形成することであるように思われる。